

# 「育児休業掛金免除（変更）申出書」

- この申出は、育児休業期間中の給料が支給されない期間の掛金免除を申し出る手続きです。  
免除期間は、育児休業を開始した日の属する月から、育児休業が終了する日の翌日の属する月の前月までです。

なお、免除要件は令和4年10月1日以後に開始する育児休業から変更となっています。

1. 同一月内に短期間の育児休業を取得した場合（月末に育児休業を取得していない場合）

同一月内に14日以上の育児休業を取得した場合には月末時点で育児休業を取得していなくても当該月の掛金が免除されます。

## 【現行】

令和4年9月30日までに育児休業開始



月中に短期間の育児休業を取得した場合、月末時点で取得していなければ当該月の掛金は免除されません。

## 【改正後】

令和4年10月1日以降に育児休業開始



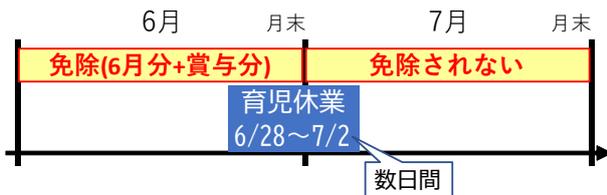
月中に短期間の育児休業を取得した場合、14日以上あれば当該月の掛金は免除されます。(月末時点で育児休業を取得している場合は、従前どおり日数にかかわらず免除されます。)

2. 賞与にかかる掛金免除

賞与にかかる掛金は、育児休業期間が1か月を超える場合に免除されます。

## 【現行】

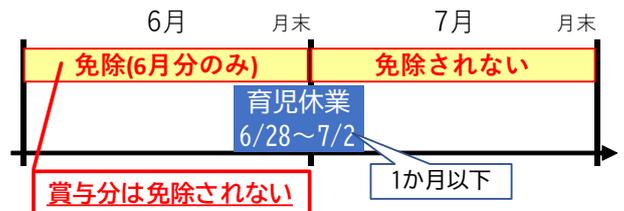
令和4年9月30日までに育児休業開始



取得日数にかかわらず、賞与支給月の月末時点で育児休業を取得していれば、月分に加え賞与分の掛金も免除されます。

## 【改正後】

令和4年10月1日以降に育児休業開始



月末時点で取得しているため月分は免除されますが、育児休業が1か月を超えない場合は賞与分の掛金は免除されません。

※令和4年10月1日より前（令和4年9月30日以前）から開始した育児休業については、従前のおりです。（月末時点で育児休業を取得しているときに、当該月の掛金と賞与の掛金が免除されます。）

- 育児休業期間を延長した場合または育児休業期間を短縮した場合も、この申出書をあらためて提出してください。（様式中「変更後の期間」欄に変更後の期間を記入してください。）

また、育児休業期間中に産前産後休業に入られた場合は、「産前産後休業掛金免除（変更）申出書」に加えてこの申出書を提出し、育児休業掛金免除期間の変更を行ってください。

- 各項目に記入のうえ、地方職員共済組合に提出してください。  
様式は、当ファイル「育児休業掛金免除」名のシートに掲載  
記入方法は、「手引」名のシートに掲載

○ 添付書類は下表のとおりです。

様式一覧

添付書類名	添 付 書 類 の 説 明	シート
辞令書の写し	育児休業の事実を証明する書類として、退職辞令の写しを添付してください。	

照会先：総務厚生センター共済組合係  
内 線：2182  
ダイヤル：0742-27-8352

記入の手引

様式名	育児休業掛金免除(変更)申出書
組合員証記号番号	組合員証記号番号(職員番号)を記入してください。
組合員職名・氏名・生年月日・所属所名	組合員職名・氏名・生年月日・所属所名を記入してください。
育児休業の期間	当初の育児休業の辞令の期間を記入します。  ★育児休業期間が変更となった場合は、「変更後の期間」欄に当初の期間を含む変更後の期間を記入してください。
掛金免除対象期間	免除期間は、育児休業開始日の属する月から育児休業終了日の翌日が属する月の前月までです。  ★育児休業期間が変更となった場合は、「変更後の期間」欄に当初の期間を含む変更後の期間(育児休業終了日の翌日が属する月の前月までが免除期間となります)を記入してください。
育児休業に係る子の生年月日	対象となる子の誕生日を記入します。
標準報酬等級・月額	給与明細書の標準報酬等級及び月額を記入してください。
年月日	提出年月日を記入してください。
申出者住所・氏名	組合員の住所・氏名を記入してください。
所属所長欄	知事部局(出先機関含む)・水道局・行政委員会等に所属する場合は、空欄で結構です。 病院機構、各公社や上記以外の団体等は、記載及び公印の押印が必要です。

照会先：総務厚生センター共済組合係  
内 線：2182  
ダイヤル：0742-27-8352